公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１３８号
秋田市外旭川字鳥谷場109番地　市営住宅２―12号
債務者　保坂　孝司
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊勢　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３３号
秋田市土崎港相染町字大谷地36―80　サンベルデ201号　三浦方、住民票上の住所秋田市仁井田栄町17番25号　コーポささき201号
債務者　嘉成　豊志
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　史明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９８５号
大阪市西区江之子島２丁目１番37―2708号
債務者　應谷　隆信
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石埜　太一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７１８号
大阪府門真市本町27番17号　マンション和楽202号
債務者　西堀　剛彦
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井坂和香子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８７３号
大阪府吹田市南正雀２丁目38番７号
債務者　中村　勇二
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　尚弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９０１号
大阪府寝屋川市寿町18番22号、前住所大阪府寝屋川市緑町10番５号
債務者　田島　禎志
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田積　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９１６号
大阪市生野区小路東３丁目17番11号
債務者　黒澤　弘世
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井　一成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０号
和歌山県田辺市下万呂631番地の３
債務者　井戸　良和
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　政和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月５日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第１１２号
鳥取県鳥取市桜谷191番地61　コーポヒガシハラ203号、旧住所鳥取県鳥取市本高160・鳥取県鳥取市国府町宮下1202番地１　ベルビューササキⅡ　108号
債務者　川口有加理（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒井　重忠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月22日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５０号
高知市春野町平和24番地
債務者　小野　聡志
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤宗　正志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２２号
大分県別府市大字亀川1680番地　サザンブライトⅡ―102号、申立時の住所大分県別府市大字鶴見2481番地の19
債務者　木野富紀子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　保之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４８８８号
大阪府守口市大久保町４丁目27番６号
債務者　藤岡　正宏
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　真介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８８９号
大阪府守口市大久保町４丁目27番６号
債務者　藤岡いづみ
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　真介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１６号
盛岡市みたけ５丁目６番27号　栗原方、旧住所盛岡市月が丘１丁目30番25号　メゾンボヌールＡ―203号
債務者　髙橋　悠仁
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小保内義和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１４５号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷626番地５、旧住所長崎県長崎市赤迫１丁目７番２号　赤崎アパート２Ｆ
債務者　吉村　忠勝
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　迫　　光夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係